

石井・ランシング協定の前提

明 石 岩 雄

はじめに

石井・ランシング協定は一九一七年一月二日に締結された中国に関する日米間の協定である。アメリカの伝統的政策である門戸開放と日本の中国における特殊利益という、これまで基本的には対立しあってきた主張を相互に確認したこの協定は、成立当初から特殊利益の概念をめぐる当事者どうしの解釈の相違を露呈しながら、ワシントン会議後の一九二三年四月に廃止されるまで五年半続いた。

この石井・ランシング協定の意義については、これを大戦という特殊な条件のもとでの一時的な妥協の産物とする消極的評価が今日の通説となっている。例えば、日本外交史に関する現在の最もすぐれた通史である信夫清三郎編『日本外交史』は石井・ランシング協定の背景・経過に比

較的詳細な叙述を与えているが、その歴史的意義については当時のアメリカの対日不信を緩和する効果を指摘しつつ、それが「アメリカが戦争に没頭している状況のもとでの妥協の産物」であり、しかも「門戸開放と特殊利益の容認」という「矛盾する側面」を含み、その解釈をめぐって問題を将来に残した、との評価を下している。⁽¹⁾

だが、こうした通説的評価が十分な実証的検討をしつづけた上での結論であるとは必ずしも言いがたく、具体的な事実関係をふくめて検討の余地がなお残されているように思われる。

石井・ランシング協定については多くの通史・概説書が言及しているが、これをテーマとした個別研究は意外なほど少ない。この問題に対する研究者の関心の低さはおそろしくこの協定に与えられた消極的評価と無関係ではない。こ

うしたなかで特に注目される業績としては、岡部廣治「ラ
ンシング」石井協定の意義⁽⁶⁾、および長岡新次郎「石井ラン
シング協定の成立」⁽⁷⁾をあげることが出来る。

岡部論文は戦後の一時期、主として一九五〇年代におい
て、この石井・ランシング協定が日本近現代史やアメリカ
史研究者にとってまだ重要でしかも魅力のあるテーマのひ
とつであつた時期⁽⁸⁾に書かれた意欲的な研究である。岡部は
この協定を日米両国の帝国主義的利益対立という視点から
とらえ、日露戦争後からロシア革命にいたる日米関係を「門
戸開放」対「勢力範囲」の矛盾の発展として概観し、アメ
リカの門戸開放政策（原則）のもつ帝国主義的本質を明ら
かにした。ただし、この岡部の視点および方法はその後の
帝国主義研究において十分に生かされてきたとは言えな
い。

長岡論文は、外務省資料の整理・編纂が関係者の努力に
よつて結実し、石井・ランシング協定に関する厳密な資料
的検討が可能となつた段階で生れた最初の本格的な実証的
研究である。長岡はこの研究において、石井大使が勢力範
囲撤廃論にもとづく原案を準備していたという重要な事実
を指摘した。長岡自身はこれを「興味ある」事実として指

摘するにとどまったが、この事實は石井・ランシング協定
の評価、さらには日米関係の理解にかかわる重要な問題を
含んでいた。しかしながら、この長岡論文は、必ずしも石
井・ランシング協定についての研究者の新たな関心を広範
に呼びおこす結果とはならなかつた。

以上が石井・ランシング協定についての研究状況であ
る。本稿の課題は第一に岡部論文で主張されたアメリカの
門戸開放政策の本質の正しい理解に立脚しつつ、単に日米
関係の対立的側面だけでなく、むしろその対立の基礎をな
した共通的基盤に注目し、日米両国のこの時期の競合的関
係の歴史的特徴を明らかにすること、第二に長岡論文が指
摘した石井案を日本の対中国政策との関連において位置づ
け、その意義を明らかにすること、第三にこれらの検討を
通じて石井・ランシング協定に対する通説的見解に若干の
問題提起を行うこと、以上の三点である。

一 ランシング原案と揚子江問題

石井大使とランシング國務長官との交渉は一九一七年の
九月六日にはじまり、一〇月三一日に最終的合意に達し
た。合意された協定文の基礎となつた原案は、交渉開始か

らずで三週間をへた九月二六日にランシング國務長官から石井大使に呈示された。原案は、石井大使からの要請にもとずいてランシング國務長官が準備した。石井大使は最初、日本側から原案を呈示するつもりであったが、彼の作成した原案が日本政府によって否定されたため、断念し、それをランシング國務長官に依頼したのである。原案はその日の会談でただちに検討に付され、かなりの修正がほどこされたのち、合意に達している。

ところで、このランシング國務長官が準備した原案(以下、ランシング原案と呼ぶ)には、あきらかにアメリカの極東政策におけるひとつの転換が見られた。それは、それまで日本の特殊関係の対象を「属領地に接壤する部分」に限定し、中国全域におよぶことを否定してきたアメリカが、その地域的限定をはずして、中国全体をその対象として認めたことである。次に示した部分がそれである。

... (the) United States Government recognize(s) that Japan has a special relation to China, particularly to that part to which her possessions are contiguous.

本来、日本の特殊関係は滿蒙地域のみならず中国全体に適用されるべきであるという見解は、対華二十一カ条要求

以来の日本の一貫した主張であつて、例えば、石井大使とともに派遣された海軍側随員への内訓とおもわれる極秘密書「対米特使ノ使命ニ就テ」には次のように記されている。

支那ニ於ケル政治上ノ問題ニ付テハ重要不可離ノ関係ヲ有スル我國ニ於テ常ニ第一ノ発言權ヲ握ルヲ要スヘキコト恰モ米國ノ墨國ニ對スル關係ト同一ナラサルヘカラス。是ヲ以テ我國ノ特殊關係ヲ有スル滿蒙地方ハ勿論、支那全局ニ對スル政治上ノ問題ニ付テモ米國ヲシテ我國ノ支那ニ對スル特別關係ヲ認メシメ、苟モ之ヲ紛更スルカ如キ態度ヲ執ラサルコトヲ承認セシムルコト極メテ肝要ナリ。

したがって、ランシング原案が日本の特殊関係の主張を滿蒙の範圍をこえて認めたことはあきらかに日本に対する譲歩であり、またそれは、一九一五年三月のいわゆるブライアン・ノート以来、アメリカ政府がとってきた公式見解の大きな修正を意味した。問題はこのような重大な譲歩、見解の修正が一体何のために、またどのような契機によつてなされたのか、という点である。

この点について、これまでの研究では主としてアメリカの参戦との関連で説明されてきた。つまり参戦の結果、極

東への影響力が弱まることを懸念したアメリカは対日有利政策をとることによって、日本の独自行動を牽制しようとした、というのが通説的評価のようである。⁽¹²⁾ たしかに、こうした側面は否定できないし、おそらく実際の政策決定においては重要な要素をなしたと思われる。だが、はたしてこのような消極的な目的がこの譲歩、転換の最も本質的な理由なのだろうか。それ以外にもっと積極的な目的はなかったのか。この点に関して、私は石井・ランシング協定の交渉と同時にアメリカとイギリスとの間ですすめられていた揚子江流域の鉄道建設をめぐる交渉に注目すべきである⁽¹³⁾と考える。

大戦中の一九一六年から一七年にかけて、アメリカ資本による中国進出活動がきわめて活発に展開されたことは、すでに周知のところである。袁世凱への政治借款として有名なリー・ヒギンソン商会の借款、山東省運河および淮河の改修を目的としたアメリカ国際会社による二つの借款、あるいは五国借款団との間で紛糾をみたいわゆるシカゴ銀行借款、等々。なかでも、とくに中国の中南部六省にまたがる全長一、五〇〇マイルの鉄道建設計画への投資優先権を中国から獲得するのに成功したシームス・カレー商会の

活動は最も大規模なものであった。⁽¹⁴⁾ だが、こうしたアメリカ資本の進出にとつての大きな障害の一つは列強の勢力範囲、なかでも中国市場の動脈である揚子江流域に多くの既得優先権をもつイギリスの存在であった。

次にひとつの文書を紹介しよう。これは、石井大使とランシング国務長官の最初の会談がもたれた二日後、一九一七年九月八日に駐米イギリス大使からランシング国務長官に手渡されたイギリス政府の覚書の一部であるが、ここでイギリス政府は大戦下のアメリカとの関係を考慮して婉曲的な表現を用いながら、湖北地方へのアメリカ資本の進出を次のように拒絶している（下線は筆者、以下同様）。

... His Majesty's Government would be loath to adopt what might appear to be a "dog in the manger" policy towards the entry of American capital into Hupoh, were it not for the further consideration that, whereas the economic development of China is the sole object of British and American railways, those constructed by other nationalities have sometimes other than economic objects in view.⁽¹⁵⁾

この婉曲的な拒否の回答について注目されるのは下線部

分である。すなわち、イギリスが拒否の理由を既得権に対する侵害という点にともせず、他の諸国による経済的以外の目的のための鉄道建設への強い危険をその理由にしてゐることである。覚書はさうに続けて次のように述べてゐる。

It is felt that were the British Government to consent to an infringement by an American concession, this would lead to a third Power immediately demanding the grant of a similar privilege. The United States Government will doubtless agree that the construction with political and strategical objects, of a railway in the heart of the Yangtze Valley would conduce neither to the future integrity of China, nor to the advantage of international trade. ⁽²⁷⁾

ここでもイギリスは単に既得権への侵害という理由からではなく、アメリカにそれを許すことによつて、政治的支配を企図している「ある第三国」からの要求に対しても同様に譲歩せざるを得なくなることを、そして、それは中国の主権と中国との通商に悪影響をもたらす結果につながることを述べて、イギリスが拒絶せざるを得ない事情について

のアメリカの理解を求めている。この「ある第三国」が具体的には日本をさすものであることはまずまちがいない。何故なら、日本もまたこの時期、中国の中南部への進出を試みていたからである(この点は後述する)。これに對してアメリカ國務省は九月二〇日、ふたたび覚書を發して、次のような提案を試みてゐる。

...the Department of State feels that His Majesty's Government might be glad to join with the United States Government in an effort to secure a more faithful observance of the "open door" policy by the Powers pledged thereto. If His Majesty's Government will continue to support the policy or agree to do so on condition that other Governments renew their pledges, the Government of the United States will be very glad to have the cooperation of His Majesty's Government to so worthy an end. ⁽²⁸⁾

この國務省提案がイギリス政府の拒絶のしかた、その拒否の論理をあまらかに意識したものであることは明らかである。すなわちこの提案の趣旨は、列強に再び門戸開放の遵守を誓わせ、その一層の徹底をはかることこそ、イギリス

スが拒否の理由として指摘している危惧——「第三国」による揚子江流域の政治的支配——を解消する「よりよい方法」であり、その実現のためにアメリカとイギリスの共同歩調をよびかけていたのであって、ここには、イギリスの拒否にあいながらも、あくまで揚子江地域への進出を実現しようとするアメリカの意図とその論理が明瞭に示されている。

ところで、以上で紹介した英米間の覚書のやりとりは、ちょうどランシング国務長官と石井大使との最初の会談とランシング原案が呈示された日の間になされており、したがってこの英米交渉が石井・ランシングの交渉と密接に関連していたことは疑いない。事実、この交渉はランシング原案のなかの最も核心的部分にはっきりと反映されていた。次の引用がそれである。

…they declare furthermore that they earnestly desire faithful observance throughout all China of the principle of the so-called open door or equality of opportunity for participation by the citizens or subjects of all nation having treaty relations with China in the commerce and in economic and industrial de-

velopment of that country.⁽²¹⁾

下線の部分からも明らかなように、この部分が先に示したイギリスに対する国務省提案に対応するものであることについては、もはや多くの説明を必要としないであろう。

日本をして中国全域にわたっての門戸開放の忠実なる遵守を誓わしめること(下線部分)、しかも、それを単に日米兩國の間だけの問題に限定せず、中国に条約關係をもつすべての国にかかわる問題として日本に認めさせること(下線以下の部分)、ここに、日本に対して大きな譲歩を行ってまでも獲得しようとしたアメリカの目的があった、と私は考える。

だが、アメリカの目的は必ずしも思いどおりには達成されなかった。つまり、この部分は石井大使との交渉の結果、大幅な修正を加えられたのである。以下この点について言及しておく。

本節の冒頭ですでにふれておいたように、ランシング原案は呈示されたその日の会談において検討に付されている。だが、この会談の内容についてはあまり詳しいことは分らない。その理由は、ランシング国務長官からウイルソン大統領に提出されたメモランダムが不完全で、原案に關

する両者の応酬が書かれていたと思われる部分がまったく欠落していること⁽¹⁹⁾、および石井大使から本野外務大臣への報告もきわめて簡単なもので、両者の応酬が言及されているのはわずかに“special relation”から“special interest”への有名な修正に関する部分だけで、それ以外の修正については単に石井大使の意図と結果のみが報告されているだけという⁽²⁰⁾、もっぱら資料的制約のためである。ただし、会谈の結果そのものはランシング國務長官のメモランダムに同封された付属書類および石井報告によって知ることが出来る。それによれば問題の箇所は次のように修正されている。

...they always adhere to the principle of the so-called “Open Door”, or equal opportunity for commerce and industry in China.⁽²¹⁾

一見して表現が簡略化されていることに気付くが、それだけでなく内容的にもかなり重要な修正がおこなわれている。すなわち第一に、「熱望する」という積極的な表現が「常に遵守するところである」という、控え目で、しかも現状肯定的なものに弱められていること、第二に、「全中国にわたって」という部分がしりぞけられていること、第

三に、他の全ての諸国とのかかわりを述べた part 以下の一節（先に引用したランシング原案の下線以下の部分）が完全に削除されていること、以上である。

この箇所全体の修正の意図について、上記の石井報告は「其ノ意、勢力範圍ノ撤廃ヲ期スルニ在ルコト明カナルヲ以テ飽迄之ガ削除ヲ主張」し、その修正を求めたとしている。さきに述べた事情により、この石井大使の修正要求をめぐってどのような応酬が展開されたのかは不明である。だが、結果として石井大使の主張が通った。すなわち、アメリカの意図は石井大使との交渉によって、大きく後退させられたと言つてよい。

このことは、中国における列強の勢力範囲体制についての日本とアメリカとの利害対立の深刻さを端的に表現している。だが、それはたしかに重要な側面ではあるが、まだ事実の一面でしかない。もうひとつの側面は石井大使が準備して果せなかつた勢力範囲撤廃案のなかに見出だすことができる。しかし、その検討に移る前に、前述した日本の中国・中南部への進出の試みを、次節で簡単に紹介しよう。

二 大戦期の日本資本の対中国活動

——南潯鉄道問題について——

渋沢栄一は明治から大正・昭和初期にかけて、名実ともに日本の実業家を代表する存在であり、国際的資本活動に重要な役割を果たした人物であるが、彼に関する資料を編纂した『渋沢栄一伝記資料』のなかに、元大蔵大臣阪谷芳郎にあてた一通の書簡がおさめられている。この書簡は一九一六年八月二七日付で、当時パリで開催された連合国経済会議を終えてアメリカへ向かう阪谷芳郎に出されたものである。

御帰途ハ米国通行と相成候由、先頃大隈総理より承り及、当然の義と察上候、右ニ付而特ニ申進候義者、紐育府ニ於テ自然ヴワンデリップ氏（ナシヨナルシチーバンク之總裁）と御会見之機会有之候ハ、首而愚見御聞ニ入置候支那之事業開発を日米共同力ニよりたきとの一案ニ付而ハ、貴台よりも充分御説明被下度候。

（中略）

此件ニ付而ハ昨日も石井外相と種々申談候処全然同意と被申、又今朝大隈総理訪問ニて夫是談話候も、同様

之意向ニ申居候。⁽²²⁾

渋沢栄一はこの前年、渡米した際にアメリカの企業家・銀行家その他と多く接触し、日米資本家の協同による中国開発をさかんに唱えてまわったが、特にアメリカ、ニューヨーク財界の中心的人物のひとつである National City Bank のヴァンダーリップとはかなり突っ込んだ意見の交換をしており、この阪谷芳郎への書簡は、大隈首相・石井外相の了解のもとに政府関係のルートから、あらためてヴァンダーリップへの仕事を依頼したものである。この日米資本による中国開発の試みは山東運河借款・幣制改革事業など多岐にわたるが、ここでは渋沢栄一が深く関係していた東亜興業株式会社の南潯鉄道問題にしぼって紹介することにしたい。

南潯鉄道は揚子江流域の江西省にある南昌と九江をむすぶ全長わずか九〇マイル足らずの鉄道である。だが、この鉄道の価値はそれが占める戦略的位置にあった。一九二一年に外務省が作成した資料「南潯鉄道経過概要」によれば、南潯鉄道は「江西省首府南昌ニ集中スヘキ六大線（南京線、杭州線、沙頭線、韶州線、長沙線及武昌線）ヲ長江ニ連絡スル唯一ノ鉄道」として、いわば日本の中国・中南部地方

への進出の重要な拠点線であった。

南潯鉄道それ自体の沿革は「義和団の乱」の年にさかのぼるが、日本との直接的なかわりは、一九〇七年に日本興業銀行がその敷設資金一〇〇万円の借金を引受けたことに始まる。当時、江西省における鉄道建設計画は、かつて駐日中国公使をつとめたことのある李盛鐸が中央政府の認可のもとに進めていたが、資金の調達に行き詰まり、これを日本に求めたのである。この借金申込みに対して、日本政府は一九〇〇年以來の懸案であるいわゆる南支鉄道——福建省から江西省をへて武昌へとつなぐ幹線——実現の重要な足掛かりになると判断し、直ちに日本興業銀行に借金の応諾を命じた。

その後、一九〇九年七月に对中国投資および建設を事業目的として、渋沢栄一・大倉喜八郎を中心に三井、三菱、安田、藤田その他の資本参加のもとに東亜興業株式会社が発足するにともな⁽²⁶⁾って、日本興業銀行の借金は同社に引継がれた。南潯鉄道建設事業への投資はさらに続けられ、一九一四年までに東亜興業株式会社が引受けた借金はこれにふくめて前後四回、総額にして七五〇万円におよんだ。

ところで、南潯鉄道の完成は一九一五年だが、この年か

ら一九一七年にかけて同鉄道は深刻な資金不足状態が続いた。資金不足の直接のきっかけは、鉄道建設中に第二革命の際の南北軍衝突によって受けた五〇万円の損害であったが、わずか九〇マイルの小規模鉄道であるため、完成後の経営状態もまた決して良好ではなかった。そこで、ふたたび一〇〇万円の統借款の申出が李盛鐸の南潯鉄道公司から東亜興業株式会社に對してなされるとともに、これをきつかけとして南潯鉄道の延長問題が焦眉の課題としてクロウズアップしてきたのである。

日本政府は当初、この追加借款について必ずしも積極的ではな⁽²⁶⁾かった。しかし、中国の交通銀行系官僚・資本家による鉄道国有化を目的とする「通惠公司」の設立、同公司による南潯鉄道公司への増資、およびそれにとまなう李盛鐸の解任等の動きに危機感をもった日本は、一九一七年に入ると態度を一変させ、むしろこの借款を利用して、年来の希望であった中国・中南部をつらぬく大鉄道網の建設を実行に移すことをめざしたのである。次に引用した文書がそのことを示した同年八月一〇日の外務省決定である。

今般東亜興業会社ヨリ本件(南潯鉄道の南昌—韶州間延長計画……筆者注)ニ対スル政府ノ意向並ニ援助方

伺ヒ出タル処、右ハ此ノ際機宜ニ適シタル措置ト認メラルルノミナラズ、同鉄道ト共ニ曩ニ支那側ヨリ申出ニ係ル福建省ヨリ江西省ヲ經テ湖北省ニ至ル鉄道ノ敷設ヲ見ルノ晷ハ、兩々相俟テ中支及南支地方ニ於ケル我勢力ノ根蒂ヲ築クヲ得ヘク、是レ実ニ帝国力中支及南支地方ニ於ケル利益ノ扶植ヲ目的トスル多年ノ努力ヲシテ茲ニ始メテ其ノ成果ヲ期スルノ端緒ヲ得セシムルモノト云フヘシ。

この借款および鉄道延長をめぐる交渉は、ふたつの問題が絡みあって、この後も、複雑な経過をたどった。基本的には江西省民を中心とした長期にわたる反対運動によって、結局は挫折に追込まれるのであるが、日本の計画が中国の民族運動によって阻止されていく過程を明らかにすることは本稿の課題ではないので省略する。ここでは、南潯鉄道問題に関して次の三点について言及しておく。ひとつは東亜興業株式会社とアメリカ資本との関係、もうひとつは東亜興業株式会社と日本政府との関係、最後に南潯鉄道問題とイギリスとの関係について、である。

まず、東亜興業株式会社とアメリカ資本との関係であるが、東亜興業株式会社は対中国投資機関としての充実をめ

ざして、一九一七年三月に資本金一〇〇万円を三〇〇万円に、次いで翌一九一八年四月にはさらに二〇〇〇万円へと飛躍的な増資を行ったが、当時大蔵大臣をつとめた勝田主計の『菊の根分け』によれば、これはアメリカ資本との提携を一つの前提としてなされたものであった。同書は次のように述べている。

斯くのごとき会社が存在して居る以上は、之を守立てて対支投資の有力なる機関にすることの必要を認め、東亜興業株式会社の当事者並に東亜興業株式会社と深き関係を有して居られる渋沢男爵等とも能く協議をして、其資本金を二千万円にまで増して、是に充分なる資力を与へて支那方面に活動せしむることにしたのである。(中略)

東亜興業株式会社の如きものも、之を拡張して対支投資の機関にするとせば、日米間の疎通を図るの必要ありと認めて、既に目賀田男爵一行の渡米された際にも其事は先方に通じてある。

後段にある「目賀田男爵一行の渡米」とは、一九一七年一〇月末から翌年二月にかけて目賀田種太郎を代表とし、それに有力な実業家を随伴して派遣された「遣米特派財政

「經濟使節團」をさしている。石井・ランシング協定の交渉とはば並行して渡米したこの使節団の目的は、言うまでもなく中国に関する日米經濟協力の工作であつた。⁽²⁸⁾

つきに、東亜興業株式会社と日本政府との關係についてであるが、両者が緊密な關係にあつたことは以上見てきたことから明らかであろう。とくに外務省と東亜興業株式会社との關係は深く、例えば、第二次大隈・寺内の両内閣にわたつて外務省政務局長をつとめ、この時期の日本の对中国政策に大きな影響を与えた小池張造は外務省辭職後、東亜興業株式会社に迎えられている。⁽²⁹⁾ さらに言えば、南潯鐵道に対する投資の相当部分は低利率に堪えがたいとの理由によつて、政府大蔵省の預金部から融資されたものであつた。⁽³⁰⁾

東亜興業株式会社と日本政府との關係でもうひとつ指摘しておきたいのは、軍部もまた東亜興業株式会社の南潯鐵道計画を支持していたという事実である。これを示す資料として、次に一九一八年五月三〇日付の南潯鐵道延長問題に関する小幡西吉政務局長から後藤新平外相への報告を引用しておく。

昨日之御内命ヲ奉シ大島陸軍大臣ニ面謁之上御指示之

趣旨及伝陳候処、同大臣ハ福建省沿岸ノ一地点ヨリ長江之中腹ニ達スル鐵道線路ハ我陸軍ニ於テモ軍事上之予定線路トシテ夙ニ其布設ヲ希望シ居ル次第ナルカ故ニ、明日閣議ニ附議セラルル場合ニハ率先同意ヲ辞セサル旨言明被致候……海相ニ於テモ之ヲ支持セラルル様打合ハセ置候間、是又御含置被下度候。⁽³¹⁾

最後のイギリスとの關係について簡単に述べよう。先に引用した一九一七年八月一〇日の外務省決定によつて日本は中国・中南部進出計画の第一歩として南潯鐵道の延長にふみきつたが、その際外務省が最も憂慮したのはイギリスとの關係であつた。外務省決定はさらに続けて次のように述べている。

尤モ英國側ニ於テハ既ニ南昌広東線ニ対シ利害關係有スルノ故ヲ以テ、本件計画ノ実行ニ故障ヲ申入ルルコトアルヘク、従ツテ今後ノ模様如何ニヨリテハ本件線路其他予定計画ヲ一変スルノ已ムヲ得サルニ至ルコトアルヘキハ、東亜興業会社ヲシテ充分覚悟セシメ置クコトヲ要ス。⁽³²⁾

イギリスがこの問題に介入する動きをみせるのは一九一八年に入つてからのことであるが（このことも、おそらく

石井・ランシング協定と無関係ではないと思われる)、この外務省決定直後、予想されるイギリスの抗議にたいする弁明振りについて、現地の林権助中国公使から再三にわたる請訓が本野外相になされてお^り、これからも、イギリスに対する強い警戒心を知ることが出来る。つまり、アメリカにとってと同様、イギリスの存在は日本の中国・中南部進出にとつても大きな障害であつたのである。

以上、三点にわたつて南潯鉄道問題に関して留意すべきことを指摘した。前節の、揚子江問題をめぐるアメリカとの交渉においてイギリスが表明した「危惧」とは、まさにこうした日本の計画をさしていた。そして、この計画を背景として次節で検討する石井案が準備されたのである。

三 石井案と日本の対中国政策

第一節の冒頭でふれておいたように、石井大使もまた日米協定の原案となるべきものを準備していた。この原案は九月六日のランシング國務長官との最初の会談の後、石井大使自身によって作成され、本国政府の了解を得るために九月九日に本野外相のもとに送られた。原案は三か条からなり、その骨子は、まず第一条で中国における門戸開放・

機会均等および同国の独立・領土保全の原則を兩國で再確認し、続く第二条では各国の勢力範囲が放棄されるならば日本もまたそれを放棄することを誓い、最後に、門戸開放等の原則が確守されるという条件のもとに、アメリカが中国における日本の特殊地位を承認する、というものであつた。以下にその全文を示しておく。

第一条 日本国政府及合衆国政府ハ支那国ニ於ケル門

戸開放、機会均等主義並同国ノ独立及領土保全主義ヲ尊重シ、之ヲ保持スルノ鞏固ナル決意ヲ有スルコトヲ再ヒ茲ニ声明ス。

第二条 日本国ハ支那国ニ於ケル所謂勢力範囲ナルモノノ存在ガ實際的意義ヲ喪失シタルコトヲ承認ス。

依テ支那国ニ於ケル前記門戸開放、機会均等、独立及領土保全主義ヲ更ニ有効ナラシムカ為他ノ關係諸国ニ於テ支那国ニ於ケル各自国ノ勢力範囲ヲ齊シク拋棄スルニ於テハ日本国ハ同国ニ於ケル其ノ勢力範囲ヲ拋棄スルヲ辭セス。

第三条 合衆国ハ支那ニ於テ前記ノ主義カ確守セラルルニ於テハ、支那国ニ於ケル日本国ノ特殊ナル地位及日本国ノ支那国ニ対スル地理上ノ近接ヨリ生スル

正当ナル結果ヲ承認ス。⁽⁸⁾

この石井大使が作成した原案(以下、石井案と呼ぶ)は、日本の特殊關係(ここでは特殊地位)の承認を前提に門戸開放主義の再宣言するという点では、先のランシング原案と同一基調をなしているが、ランシング原案が単なる門戸開放の再宣言にとどまっているのに対して、さらにその障害物である列強の勢力範囲体制の廢絶にまで言及している点で、石井案は門戸開放論としてより徹底したものであった。⁽⁹⁾

こうした門戸開放論が日本側で準備された客観的な基盤については、すでに前節である程度明らかにした。ここではそれをふまえて、この石井案が準備されたことが一体當時の日本政府の対中国政策にとってどういう意味をもっていたのか、という問題について考えてみたい。

最初に指摘しておかなければならないのは、この石井案がこれまで日本政府が推進してきた滿蒙を中心とした勢力範囲維持・強化政策に重大な修正をせまるものであったという点であろう。周知のように、日露戦後の日本の対中国政策の基本目標は、滿蒙において日本の勢力を扶植・拡大し、それを列強に承認させることに置かれてきた。一九〇

七年から一九一六年にかけて四回におよぶ日露協約の締結、一九〇九年のノックスの滿州鉄道中立化提案にはじまり、一九一三年の六国借款団からのアメリカの脱退によって幕をとじたタフト・ドル外交時代の滿州をめぐる日米対立、あるいは、袁世凱の帝制問題をめぐって展開された外交かけひきと滿蒙「獨立」工作、これらはいずれも日本の対中国外交が滿蒙政策を基軸として進められてきた結果であった。

石井案はこのような従来の対中国政策とは明らかに異なつた発想にもとずいていた。しかも重要なのは、石井案にみられる発想の轉換が、決して石井大使だけのものではなかつたという点である。その事例として、林權助駐華公使の本野外相に対する意見具申を紹介しよう。

惟フニ露国革命ノ結果今後露国政府ノ対支政策ハ從來ト其ノ授ヲ一ニセサルヘク、或ハ既成ノ日露協約施行上ニモ影響ヲ及ホスコト之アルヤモ計リ難ク、旁々此等ノ事情ニ関連シテ將來ヲ觀察スルニ独リ帝國ノミナラス列国共ニ勢力範囲等ノ從來ノ政策ニ対シ此際篤ト考慮ヲ加フルノ必要有之ヤニ思考セラルルニ付テハ、米国公使來談ノ趣旨御詮議相成ルト同時ニ此辺併セテ

御考慮相成様致シタシ。^(印)

この林公使の意見具申は一九一七年五月一日に、アメリカから非公式の交渉申出を受けた際になされたものである。つまり、この資料は石井大使とランシング國務長官との交渉が開始されるよりも数か月前に、日本政府のなかで勢力範囲政策を再検討しようとする動きがあったこと、また、そうした再検討の動きがロシア革命（三月革命）の勃発を契機としていたことを示している。

問題はこの発想の転換をもたらした主体的条件をいかに考えるか、言いかえれば、ロシア革命という外的な契機を日本の対中国政策の根本的修正に結びつける内的契機が日本政府の内部でどのように発生し、かつ存在したのかという点である。この点に関し私は、石井案あるいは林公使の意見具申に示されたような、門戸開放を重視しそのためには勢力範囲政策を修正することも辞さないといった発想が生れてきた背景には、少なくとも次の三つの契機ないしは傾向が存在した、と考える。第一に、日本の対中国政策における揚子江問題の比重の増大、第二に、対列強政策における対米関係の重視、第三に満蒙問題に対する認識の變化である。

まず第一点であるが、これについてはすでに前節で指摘したので、ここではその関連資料として、日米交渉が開始される直前に行われていた、雲南地方をめぐる日仏交渉に關するものを紹介するとどめる。

この資料は、一九一七年三月、雲南地方をめぐるフランスとの間で交渉が展開された際にまとめられた、日本政府の方針書「雲南省方面ニ於ケル仏國ノ特殊地位ニ關スル仏國政府ノ提議ニ対スル日本政府ノ態度試案」のなかの一節である。

仏國ノ雲南ニ於ケル地位ヲ承認スルニ當リ茲ニ注意ヲ要スル一事アリ揚子江流域問題ナリ。揚子江流域問題ニ關シテハ先年日英兩國間ニ意見ノ交換ヲ見タルコトアリシカ、仏國ノ雲南省ニ對スル地位ト英國ノ揚子江流域ニ對スル地位トハ其ノ間大ナル懸隔ナキヲ以テ；此際我方ニ於テ雲南省ニ於ケル仏國ノ地位ヲ承認スルカ如キ措置（殊ニ協約ナレハ英國ニ内告セサルヲ得サルヘシ）ニ出ツルニ於テハ英國ヨリモ再ヒ同様揚子江流域ニ對スル地位承認問題ヲ提起シ來タルコトナキヲ保セス（前年ハ經濟的ニ見レハ滿州同様ナリト主張セリ）。然レトモ我方ニ於テハ右英國ノ地位ヲ承認ス

ルコト勿論極メテ不得策ニ付……之ヲ斥クヘシ。⁽³⁸⁾

揚子江流域問題に対する日本政府の関心の高さ、その根底にある揚子江流域の開放への強い衝動はこの資料からも十分読みとることが出来よう。

第二点について。日本政府の内部で対米関係重視の傾向が現れてきたのは、おそらく袁世凱帝制問題の末期、ないしはこの問題が袁世凱自身の死去によって劇的な終わりを遂げた直後に本格化した、いわゆる改革借款問題⁽³⁹⁾を通じてであったと思われる。その事例として一九一六年八月三日に林公使から当時外務大臣であった石井菊次郎にあてた意見書、および翌年二月一日付の同じく林公使から本野外相あてのそれを引用しよう。

(林から石井あて)

欧州ノ現状ニ顧ルニ聯合國側ニ於テハ今後苟クモ数年間ハ到底支那ニ纏リタル資金ヲ供給スル余力ヲ生セサルヘク、我國トテモ単独ニテハ到底多額ノ借款ニ応スルコトヲ許ササルヘシ。従テ(原文不明)關係ノ将来ニ想到セハ結局我ニ於テ米國ヲ抱込ミ、其豊富ナル資金ヲ利用シ、支那ニ於ケル我地歩ヲ進ムルノ手段トナスコト得策ナルヘク、進シテ其実現ヲ見ル様措置ヲナ

ス方或ハ然ルヘシトモ存ス。御一考ヲ請フ。⁽⁴⁰⁾

(林から本野あて)

速カニ米國側ト話合ヲ纏メ、之ヲ端緒トシテ支那ニ於ケル米國ノ良好ナル人氣及豊富ナル米國ノ資本ヲ利用シ、将来幾多有利ナル事業ニ対シ日米共同ヲ実行シ、我対支経営ニ一新生面ヲ拓ク事蓋シ永遠ノ策ナルヘシト思料ス。⁽⁴¹⁾

これら林公使の意見書が出された時期は、ちょうど第一節でみたアメリカの資本進出が開始されたころであり、また、渋沢栄一が日米協同の中国開発をさかんに唱えだした時期とも重なっている。当時、横浜正金銀行の取締役であった小田切万寿之助も、ほぼこれと同様の意見を本野外相に送っており⁽⁴²⁾、また、一九一六年一〇月には外務省において、有名な「支那問題ヲ中心トシテ觀タル日米關係処分案」⁽⁴³⁾が作成されるなど、こうした対米関係重視の傾向はかなり顕著なものであったと思われる。

第三点に移ろう。揚子江問題への関心の高まり、それと密接な関係をもつ対米関係の重視、こうした傾向の出現はそれ自体、それまで日本の対中国政策において絶対視されてきた滿蒙問題の相対化(ただし、軽視ではない)を意味

するが、この点についての變化は前二者に比べてはるかに微妙である。

次に引用するのは、一九一六年六月に辛亥革命の指導者である黃興との会談において、石井外相が滿蒙問題について発言した部分である。

滿州ノ如キ日本人ハ内地ニ転居シテ農工業ヲ営ミ兩國人ニテ鉞山ヲ開スルヲ得ル等、日本ノ希望ハ十分ニ達セラレタルヲ以テ、日本ガ分割ヲ不利益トスル滿蒙ヲ支那ヨリ斃斗ヲ付ケテ日本ニ贈与セラレ、トモ、之ヲ受取り兼ヌルモノナリ。⁴⁴

この石井外相の発言は、彼自身も当事者として関与していたと思われる無謀な滿蒙「獨立」計画が頓挫した直後、同計画によつてもたらされた日中關係の悪化を緩和しようとの意図にもとずいてなされたものだが（この計画の挫折が石井個人に対して与えた影響はかなり大きかつたよう⁴⁵で、ランシングに対しても石井は全く同様の趣旨を表明している）、このなかで、滿州における日本の支配についての石井外相の樂觀的とも言える認識に注目したい。こうした樂觀的認識は、これ以外に例えば、中国北京政府の交通部顧問であつた中山竜次の一九一七年二月の日本政府あて

意見書にもあらわれている。この意見書は中国政府の鉄道借款方針に関するものだが、そのなかで滿蒙における吉長鉄道の管理権について次のように述べている。

今回日本ハ吉長線契約改訂ニ際シ該線ノ管理権ヲ獲ンコトヲ主張セリ。思フニ滿州ハ十年前ノ滿州ニアラス、況ンヤ吉長線ハ既ニ我ノ資本ト勝力ノ下ニアル以上、其管理権ヲ我ニ収ムルト否ナトハ實際ニ於テ重大ナル問題ニアラス。⁴⁶

ここに紹介したのは、わずかな事例であつて、もちろん、これが当時の日本政府の認識を代表しているわけではなく、むしろ、少数意見であつたと評価すべきであろう。また、繰りかえして言うが、滿蒙「経営」について樂觀的認識があつたからといって、それが滿蒙問題を軽視することにはつながらない。だが一方、これをぬきにしては滿蒙問題の相対化もまたありえないのであり、その意味で、滿蒙政策が決定的な比重を占めていた当時の日本政府のなかで、たとえ少数意見にせよこうした認識があらわれたことの意義は決して小さくない。

以上、石井案を出現せしめた内在的契機を三点にわたつて指摘してきた。これらをふまえて、あらためて石井案に

ついで言うならば、あくまでも日本の特殊地位の承認を前提としてではあるが、列強に先んじて勢力範囲政策の転換を提唱しようとした石井案は、それまでの日本の対中国政策の根幹にかかわる大胆な修正を迫るものであった。しかも石井案のもつ意義は、単にその大胆さにあるのではない。第一、第二節でのべた諸事実——揚子江流域の開放をめぐる英・米の角逐、日本の資本活動——等をあわせて考えれば、それが単なる理念ではなく、ある程度まで中国における現実の諸関係に立脚し、かつそれを反映したものであったという点にこそ、石井案の歴史的意義が求められねばならない。だが、この石井案は他ならぬ日本政府によって否定され、ついに交渉の場に移されることなくおわった。したがって、このことをふまえないければ、石井案のもつ歴史の意味もまだ十分に理解されたことにはならない。最後にこの点について言及しておこう。

石井案が否定されたは九月一五日の臨時外交調査会（外交問題に関する超政府的な天皇直屬の諮問機関）においてであるが、この日の外交調査会の模様を比較的くわしく記録した『原敬日記』によれば、石井案に対してもっとも激しい非難を加えたのは伊東巳代治であったとされている。

伊東巳代治の反対論の内容は不明だが、臨時外交調査会員のなかでも寺内首相とともに山県有朋との関係が最も強かったと思われる彼の反対が、元老の意向を代弁したものであると見なしても、それほど大きな間違いはないであろう。だが、伊東巳代治よりもむしろ注目したいのは、政友会総裁として寺内内閣後の政権獲得をはっきりと決意していた原敬の存在である。

原敬がその対抗勢力である加藤高明・憲政会と外務省との関係を強く意識し、警戒していたことは、第一三回総選挙の際の『原敬日記』（一九一七年三月六日の項）の次の記述によって明らかである。

野田卯太郎を招き、本日根岸信が現外務省は悉く加藤系なるに因り政府の内情は悉く洩れ、憲政会は之に因りて政府攻撃の材料を得居れり、支那関税引上げを容易に諾して支那を聯合國側に引入れんとするの計画も忽ち憲政会が攻撃の材料に供せんとし、大阪に於ける同党演説会に於て此点を攻撃して人心を煽動せんと企て居ると聞きたるに因り寺内に外務省内の事に注意すべく、且つ関税問題をば選挙後にするに若かずと注意せしむる事となせり。

憲政会と外務省との関係は第二次大隈内閣を通じて培われたが、ここに示された両者の関係に対する原敬の警戒心は選挙後も続き、石井菊次郎の特派大使任命の際にも、それは繰り返えされた。原敬は七月二三日の外交調査会でこの問題をとりあげ、「石井の外交には現内閣は反対を表して議会に於て論戦をなしながら、此人を使臣となしたるは理解に苦しむ」と、寺内首相・本野外相に対して不満をあらわし、伊東巳代治の賛同を得ている。

九月一五日の外交調査会での原敬の対応もこの延長上にあった。伊東巳代治が石井案への非難をさらにおしすすめて交渉そのもの中止を唱えたのに対し、原敬は政府の交渉継続案に同意しながらも、次のように述べて、石井大使の交渉を非難した。

元来石井は我对支方針を誤解せしめざる様に十分の説明を各地になして帰る丈けにて可なり、その他の事は駐在大使をなさしめて可ならん。

つまり、原によれば、石井大使が原案を作成したこと自体が任務を逸脱した行為だというのである。これは事実上、石井大使に対する解任要求であると言ってよい。原敬は伊東巳代治のように交渉そのもの中止は主張しなかつ

たが、石井大使による交渉の中止を強く求めたのである。すでに、第一三回総選挙において憲政会を破って第一党の地位を獲得し、寺内内閣の与党的性格を強めつつあった政友会・原敬の発言は決定的な重みをもったと思われる。石井大使が日本側からの原案提出を断念し、それをランシング国務長官に依頼せざるを得なかった理由は、ここに求められる。

石井案が否定された事情は以上の通りである。石井案および石井大使に対して示された激しい反発は、一面では政友・憲政両党の対立の反映であるとともに、もう一面において従来の対中国政策をあくまで堅持しようとする勢力の圧倒的強さを物語っている。だが、逆にいえばその反発が激しければ激しい程、それはとりもなおさず、この交渉はらんでいた対中国政策の転換の可能性が現実的色彩をおびたものであったことを、逆に証明していた。

おわりに

その後の経過について簡単にふれておく。交渉はその後も石井大使によって続けられたが、石井大使は自らの原案が否定されたのちは、基本的に本国政府の意向に忠実に従

いながら、協定の成立自体をめざして交渉を続けた。九月二六日の会議においてランシング國務長官が準備した原案に対して石井大使がいくつかの重要な修正を要求したことについては、すでに第一節で述べた通りである。この本國政府の意向にそつた修正原案は一〇月二日の外交調査会にかけられたが、なお不十分とされたため、協定の成立までにはさらに約一か月を要し、ようやく一二月二日になって公表の運びとなつた。この間の経過については、はじめにで紹介した長岡論文が詳述しているのでそれに譲るが、ほぼ成立が明らかとなつた一〇月二日、原敬が山県有朋に対して語つた次の言葉は、この交渉の意味を考ふるうえで大變興味深い。

結局毒にも薬にもならざる案ならば之あるも妨げなく又強いて之を言へば多少は支那南北人に与ふる影響に於て利益もあらんかと思ひたるなり。

石井案は否定され、ランシング原案もまた換骨奪胎された結果として、原敬の表現を借りれば「毒にも薬にもならぬ」ものとして石井・ランシング協定は締結された。その意味で、石井・ランシング協定を消極的なものとして評価する通説的見解は交渉の結果に関するかぎり、正しい。だ

が、それがすべてではない。石井・ランシング協定の歴史的意義は交渉において否定された中国の支配をめぐる轉換の可能性をふまえることによって、またちがつたものとして把握されるのである。

たしかに、この可能性は否定された。しかし、その基盤をなした現実の諸關係それ自体が否定されたわけではなかつた。本稿で強調したこの現実的諸關係とは第一次世界大戰の結果としての市場再分割過程に他ならないが、その具體的形態である勢力範圍体制の轉換をめざす動きは列強間において、あるいは列強自身の内部において、その後もあらわれる。たとえば新借款団問題や、ワシントン會議がそれである。

しかも、それは決して單純にくりかえされるのではない。石井・ランシング協定においては列強の勢力範圍体制の轉換は列強自身のイニシアチブにもとづいていた。だが、勢力範圍体制をふくめ列強による中国支配そのものの廃絶をめざす、中国人民自らの運動が列強のイニシアチブにとつてかわる時代の到来は目前にせまっていた。

〔注〕

- (1) 石井菊次郎『外交余録』一九三〇年、一五一—一六〇頁。
- (2) 信夫清三郎編『日本外交史Ⅰ』一九七四年、二八一—二八二頁。
- (3) 最近の例で言えば、一九七八年に出版された細谷千博・斉藤真編著『ワシントン体制と日米関係』はこうした傾向を最も象徴しているように思われる。一九一八年から一九三一年までの日米関係史に関して、日本とアメリカを代表する一八名の研究者によって執筆されたこの意欲的な共同研究において、対象時期から若干ずれるとはいえ、ワシントン体制の成立の前提として検討されてしかるべき石井・ランシング協定が独立のテーマとして扱われなかったばかりか、全編を通じてこれに言及した箇所はわずかしかない。
- (4) 『歴史学研究』歴史学研究会編、一七五号、一九五四年九月、特集日米関係の史的究明、所収。
- (5) 『日本外交史の諸問題Ⅲ』（『国際政治』三七号）日本国際政治学会編、一九六八年、所収。
- (6) 在野歴史学会による本格的な通史として歴史学研究会と日本史研究会が合同で編集した『日本歴史講座』の第六巻（日本帝国主義、一九五七年）において、荒井信一「第一次世界大戦と日本帝国主義」は「第一次世界大戦中の日米関係において、もともと問題となるのは、一九一七年一月締結された石井・ランシング協定であろう」（同書、九頁）と述べている。
- (7) Memorandum by the Secretary of State of a Con-

ference With the Japanese Ambassador on Special Mission (Istii), September 26, 1917, Papers relating to Foreign Relations of the United States (以下 FRUS と略称) THE LANSING PAPERS, Vol. II, p. 428.

- (8) この原案は FRUS にはなく、『日本外交文書』（大正六年、第三冊）に、九月二六日付、石井大使発本野外相宛電報の別電として収録されている（同、七九六文書、七七八一—七七九頁）。ただし、この文書の第四節から第五節にかけて、文意ならびに修辭上からあきらかに誤電とみなざるを得ない部分がある。現在外務省が所蔵する石井ランシング協定成立関係の資料は、「特派大使米國へ派遣一件（ランシング協定）」（原稿本、一冊）と松本志雄関係文書の「特派大使米國へ派遣一件（支那問題）第一巻」（原稿本、一冊）の二種類があるが、この誤電のいきさつは不明である。ただ、後者（以下、松本記録と略す）に誤電を訂正した、ワシントン発外務大臣宛九月三〇日着の第三九七号別電が収められており、この電報の内容は石井大使およびランシング國務長官の九月二六日の会谈報告とも合致する。従って、本稿では『日本外交文書』所収の文書に松本記録の文書の訂正をほどこしたものをランシング原案とする。
- (9) Mr. R. Lansing, Secretary of State of the United States to Mr. Sato, Japanese Ambassador at Washington, Washington, July 6, 1917. 『日本外交文書』大正六年、第三冊、七五九文書、七四一頁。
- (10) 同書、七九六文書、七七九頁。
- (11) 松本記録 p. v. m. 18, 018-019. 以下、日本側の資料の引用に

あたつては原則として旧漢字を常用漢字に改め、句読点を適宜ぼこした。

- (12) 例えば、信夫清三郎編輯掲書、二八一—二八二頁。有賀貞「ワイルソン政権とアメリカの参戦」(岩波講座、世界歴史、二四、第一次世界大戦、一九七〇年、二八二頁)。
- (13) 田村幸策「支那外債史論」一九三五年、三五七—三七五頁。
- (14) Memorandum, The British Ambassador to the Secretary of State, FRUS 1916, pp. 195-196.
- (15) Ibid.
- (16) Memorandum, The Secretary of State to the British Ambassador, FRUS 1917, pp. 197-198.
- (17) The Secretary of State to Minister Reinsch, *ibid.*, pp. 199-200.
- (18) 松本記録 p. v. n. 18, 111-112.
- (19) 注(7)に同じ。
- (20) 『日本外交文書』大正六年、第三冊、七九八文書、七八〇—七八一頁。
- (21) Draft of Note as Amended September 26, 1917, FRUS, THE LANSING PAPERS, Vol. II, pp. 440-441.
- (22)(23) 『渋沢栄一伝記資料』別巻三「渋沢栄一伝記資料編纂委員会編、一九六八年、四六五—四六七頁。
- (24) 松本記録 p. v. n. 12-45, 1452-14500. 以下の概説は特に注記しなからざる、この文書による。
- (25) 東亜興業株式会社については、前掲『渋沢栄一伝記資料』四七巻、四八五—四八五頁。樋口弘「日本の対支投資研究」一九三九年、五三一—五四七頁。

- (26) 『日本外交文書』大正五年、第二冊、四一三文書、三六八—三六九頁。
- (27) 『日本外交文書』大正六年、第二冊、四七五文書、四六四—四六五頁。
- (28) 『西原借款資料研究』鈴木武雄監修、一九七二年、三〇一、三〇七頁。
- (29) 『男爵目賀田種太郎』故目賀田男爵伝記編纂会編、一九三八年、六〇三—六四九頁。
- (30) 鈴木前掲書、三〇九頁。
- (31) 『日本外交年表並主要文書』上、外務省編、三七八—三七九頁(「南海鉄道問題に関する牧野外相請願」)。
- (32) 『日本外交文書』大正七年、第二冊、四六二文書、四六四頁。
- (33) 注(27)に同じ。
- (34) 『日本外交文書』大正六年、第二冊、四八一、四八二文書、四七四—四七五頁。
- (35) 『日本外交文書』大正六年、第三冊、七八六文書、七六九—七七〇頁。
- (36) 勢力範囲撤廃の提議についての両者の報告は明らかに矛盾している。石井大使は九月六日の会談でランシング國務長官からなされたとしているが(同前、七七八文書、七六〇頁)、同長官のメモランダム(FRUS, THE LANSING PAPERS, Vol. II, p. 434)によれば、彼が提案したのは「対ドイツ参戦諸国による門戸開放の再宣言」のみであった。
- (37) 『日本外交文書』大正六年、第三冊、七二五文書、七〇六頁。

- (38) 同書、七三四文書、七〇二頁。
- (39) 改革借款問題ならびに西原借款との関係については平野健一郎「西原借款から新四国借款団へ」(細谷千博・斉藤真編『ワシントン体制と日米関係』一九七八年所収)を参照。
- (40) 『日本外交文書』大正五年、第二冊、三一八文書、二六二頁。
- (41) 『日本外交文書』大正六年、第二冊、三八〇文書、三三三頁。
- (42) 『日本外交文書』大正五年、第二冊、三八八文書、三三六頁。
- (43) 鈴木前掲書、九二一九六頁。
- (44) 『日本外交文書』大正五年、第二冊、二三〇文書、一八五—一八六頁。
- (45) Memorandum by the Secretary of State of a Conference with the Japanese Ambassador on Special Mission (Isii), September 22, 1917, FRUS, THE LANSING PAPERS, Vol. II, p. 435.
- (46) 『日本外交文書』大正六年、第二冊、四五一文書、四三七頁。
- (47) 『原敬日記』第四卷、原奎一郎編、一九六五年、三一六頁。
- (48) 同書、二七一頁。
- (49) 同書、三〇四頁。
- (50) 注(47)に同じ。
- (51) 注(3)に同じ。
- (52) 前掲『原敬日記』三三七頁。